

倉敷市第三期生活排水対策推進計画 



令和3年3月
倉 敷 市

はじめに

倉敷市には、市域中心を南流している高梁川のほか、平野部を貫流しながら市民に憩の場を提供する倉敷川、小田川、溜川、八間川などの中小河川が多くあります。これらの中小河川では、周辺の都市化と人口集中に伴い、生活排水の流入が増加し、水質悪化が深刻な問題となりました。

このような河川水質の悪化を抑制、又は改善させるため、平成4年7月8日に水質汚濁防止法第14条の8第1項の規定に基づき、本市は岡山県知事から生活排水対策重点地域の指定を受けました。

当該指定を受け、本市では同法第14条の9第1項の規定に基づき平成6年5月に『倉敷市生活排水対策推進計画』を策定しました。その後、平成24年3月に同計画を第二期計画として改訂し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及及び生活排水対策の啓発に取り組んでまいりました。その結果、市内河川の水質は徐々に改善されてきました。

今般、同計画による目標達成や施策進捗の状況を踏まえ、倉敷市第三次環境基本計画の基本目標である「水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち」の実現に向けた『倉敷市第三期生活排水対策推進計画』に改訂し、目標達成年度を10年間延伸することとしました。今回の計画改訂では、前計画の目標を基本的に踏襲し、生活排水の適正処理について総合的に取り組んでまいります。

本市の健全で恵み豊かな環境を現在及び将来の市民が享受できるよう、市民・事業者・市民公益活動団体・行政が一体となり、改訂計画を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

倉敷市



倉敷環境キャラクター

【くらいふ】

《 目次 》

第1章 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

- 1 生活排水対策の策定背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の策定方針
- 4 計画策定までのながれ
- 5 計画の目標

第2章 倉敷市の現状

- 1 沿革
- 2 概況
- 3 水質の状況
- 4 生活排水処理施設の整備状況
- 5 啓発活動の取組状況
- 6 市民アンケート

第3章 生活排水処理施設の整備に関する事項

- 1 生活排水処理施設の整備方針
- 2 生活排水処理施設の整備計画
- 3 汚濁負荷量の削減効果

第4章 生活排水対策に係る啓発に関する事項

- 1 啓発の実施方針
- 2 啓発の実施計画
- 3 啓発事業の実施体制

第5章 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

- 1 関係部局間の連携
- 2 関係行政機関等との連携

＜＜ 第1章 ＞＞

【 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針 】

第1章 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

1 生活排水対策計画の策定背景

(1) 生活排水対策の必要性

本市における水質汚濁は、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて水島臨海工業地帯の操業が本格化するにつれ、工場排水による海域汚染として問題となってきた。

これに対し、公害防止協定の締結や水質汚濁防止法等の規制、排水処理施設の設置及び技術向上等により工場排水による水質汚濁は改善されてきている。

一方、市民の生活に伴って発生する生活排水は、工場や事業場からの排水と異なり、小規模の負荷が面的に広がる面源発生源であるため、抜本的な対策は難しいが、児島湖や瀬戸内海の大きな汚濁要因になっている。

河川や海域等の公共用水域の水質改善を進めるためには、工場・事業場の排水規制に加えて、汚濁負荷割合の高い生活排水対策をいかにして推進するかが緊要な課題である。

これまで、下水道などの処理施設の整備や市民の意識の向上により、倉敷川など都市周辺を流れる河川の水質は、少しずつ改善傾向にあるが、依然として、生活排水が水質汚濁の原因として占める割合は高く、継続して対策に取り組む必要がある。

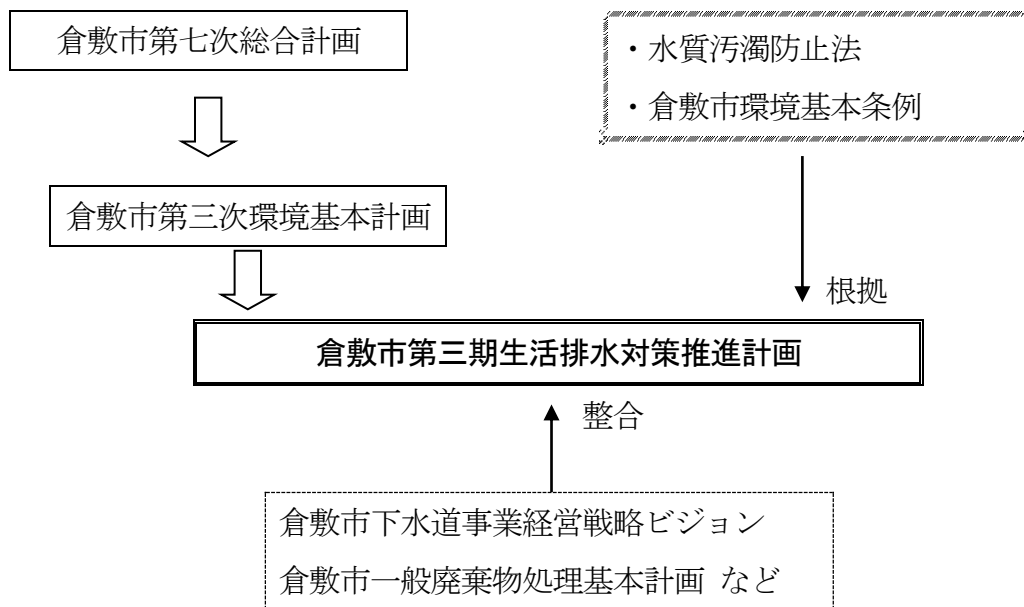
(2) 第三期計画の策定理由

本市は平成4年、公共下水道処理区域を除く全域（旧船穂町・真備町を除く。）が水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定された。本市ではこの指定を受け、平成6年に倉敷市生活排水対策推進計画を策定し、平成23年度に同計画を第二期計画（以下「前計画」という。）として改訂し、生活排水対策に対し計画的・総合的に取組んできたところである。

前計画では、生活排水による公共用水域の汚濁防止を目的とし、公共下水道や合併処理浄化槽の普及推進及び、生活排水対策に係る市民啓発を実施した。前計画は令和2年度に目標年度を迎え、近年目標を達成しているところであるが、達成状況を安定的に維持することが必要であるため、引き続き第三期計画の策定を行い生活排水対策の取組みを継続していく必要がある。

2 計画の位置づけ

本計画は、以下に示すとおり、倉敷市第三次環境基本計画の実行計画として位置づけ、他の計画と整合させながら推進する。



3 計画の策定方針

(1) 第三期計画の方向性

第三期計画では、前計画の「河川水質目標」が継続的な達成には至っておらず、「生活排水処理施設整備計画」等も未達成である状況を考慮し、前計画の目標達成期間を延伸することを基本とする。

前計画から引き続き、船穂地区・真備地区についても第三期計画の計画対象に含め、全市的に生活排水対策への取組みを実施していく。

(2) 第三期計画の方針

前計画の基本方針であった次の2つの柱を、第三期計画においても継続して基本方針として掲げ、各種対策を推進していく。

【生活排水処理施設整備を総合的、有機的に推進する】

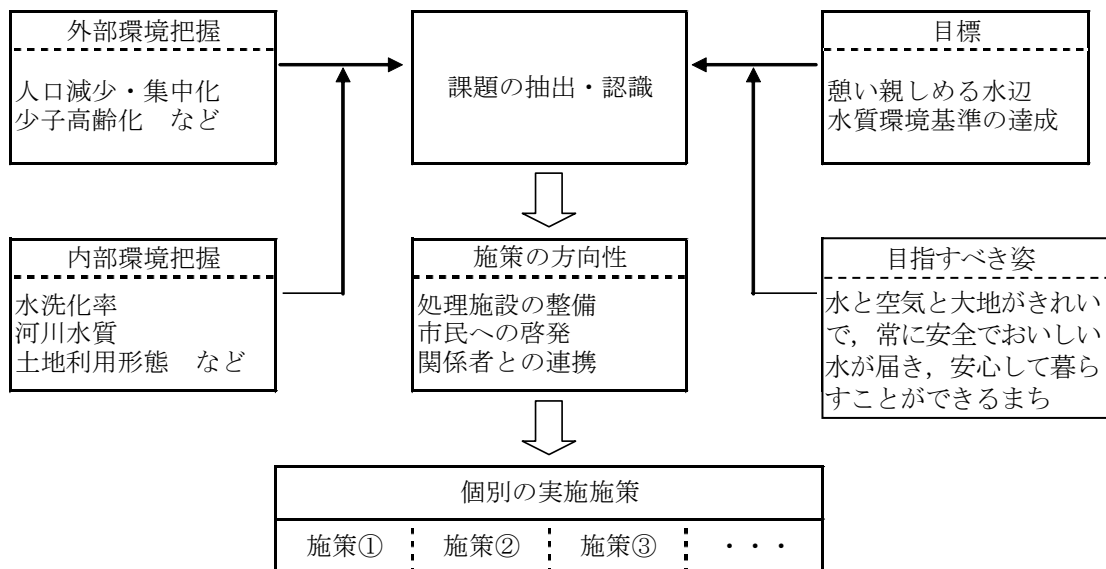
生活排水処理施設の整備にあたっては、担当部局において関係部門との調整・連携を行いながら計画的に推進している状況であるが、今後さらに有機的な調整、連携を強め推進していく。

【水質汚濁防止について市民の意識啓発を総合的に推進する】

生活排水処理施設の完全な普及・整備が行われるまで、生活排水対策に対する市民の意識啓発事業を全市的に展開していく。

4 計画策定までのながれ

本計画に基づく施策を実施するまでの流れの概要は、以下のとおりである。



5 計画の目標

(1) 計画目標

計画目標は前計画の内容を基本とし、次のとおりとする。

ア 水質環境基準が設定されている河川は、その環境基準を達成し、維持する。

イ 水質環境基準が未設定である主要な河川は、フナやメダカ等の生物が棲む市民が憩い親しめる水辺とするため、水質指標としてBOD 5 mg/L以下を達成し、維持する。

(2) 目標年度

目標年度は、上位計画である倉敷市第三次環境基本計画の期間を考慮し、次のとおりとする。

計画目標年度 令和12年度

(3) 計画対象

計画対象地域は、前計画から引き続き、次のとおりとする。船穂、真備地区については、水質汚濁防止法第14条の8第1項の指定地域からは除かれているが、市内全域を一体的に施策展開していくために、前計画から引き続き両地区を含めることとした。

市内全域（公共下水道処理区域を除く）

＜＜ 第2章 ＞＞

【 倉敷市の現状 】

第2章 倉敷市の現状

1 沿革

倉敷市は岡山県の南部に位置し、瀬戸内海に面している。古くから農業・水産業・繊維業が栄え、特に流通（船運）の要地として発展してきた。昭和30年頃からの工場誘致で、水島臨海地域が重化学工業地帯として脚光を浴びた。

倉敷・児島・玉島の旧3市は、地域発展のために昭和42年に合併し、ここに新しい倉敷市が誕生した。その後、庄村・茶屋町を編入、昭和63年の瀬戸大橋の完成を経て本州側の結節点となり、名実ともに東瀬戸圏の拠点都市となった。さらに平成17年には船穂町及び真備町を編入し、産業・歴史・文化のまちとして発展を続けている。



2 概況

(1) 地勢・地形

倉敷市の地形は、丘陵部は花崗岩が主体であるが、低地部は市のほぼ中央を南北に貫流している高梁川の沖積作用による広大なデルタ地帯と、干拓や埋立てにより人工的に整備された土地で形成されており、これらの低地は市土の約半分を占めている。また、市域を取り囲む山地や、点在する丘陵は概して高度が低く、傾斜も緩やかである。

市南部が面している海域は、水島地先海域と備讃瀬戸に属し、比較的潮流が速く干満の差も大きい。

市域は、山地や丘陵と高梁川により、倉敷・児島・玉島・水島・船穂・真備の6地区に分けられている。

(2) 河川

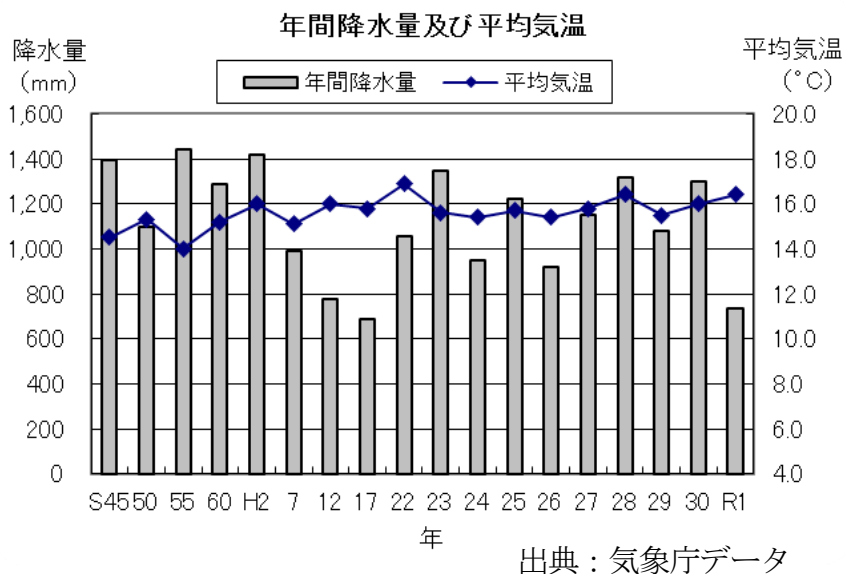
一級河川である高梁川は、本市を南北に貫流する水量が県下最大級の河川であり、その河川水は工業・農業・生活用水等に幅広く利用されている。

同じく一級河川の小田川（真備地区）は、高梁川流入直前の最下流部が本市真備地区を東流している。現在、小田川の沿川地域及び倉敷市街地における治水安全度の向上を図るために高梁川との合流位置を約4.6km下流へ付替える小田川合流点付替え事業が進行中であり、令和5年度に完成予定である。

また、二級河川としては、倉敷川、砂川、足守川、小田川（児島地区）、下村川、里見川、溜川等の河川が市内を流れている。これらの河川は、小田川と下村川を除き、防潮用の締切水門により水位を保たれており、農業用水の余水や生活排水が合流するものの流れはほとんどない。

(3) 気象

気象は、年間を通じて穏やかで晴天日数が多い瀬戸内性気候に属している。気象庁のデータによると、令和元年の年平均気温は16.4℃（最高35.7℃、最低-2.1℃）、年平均風速は1.8m/s（最大9.3m/s）、年間日照時間は2,066時間、年間降水量は733mmであった。



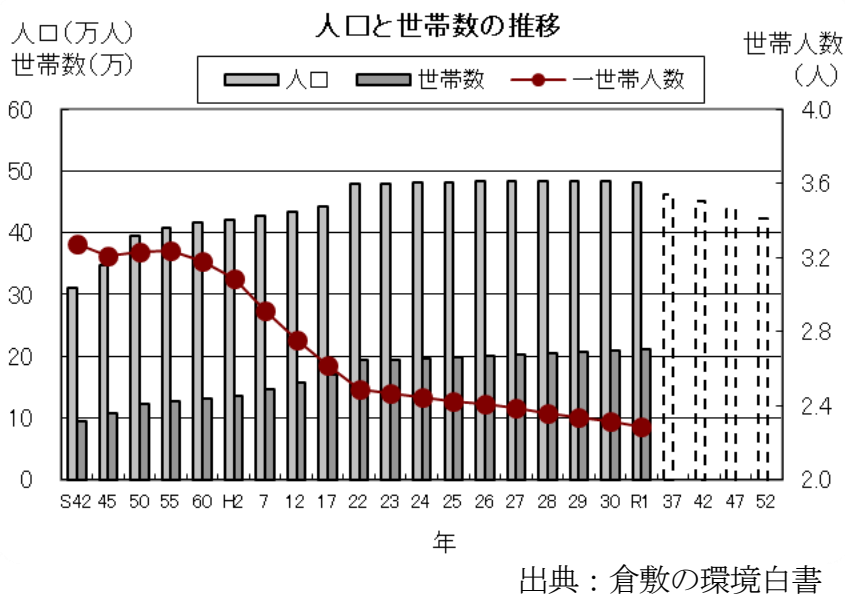
(4) 人口及び世帯数の状況

ア 現況人口

令和元年度末における本市の人口は 481,542人、世帯数は 213,391世帯である。近年はほぼ横ばいの状況にある。

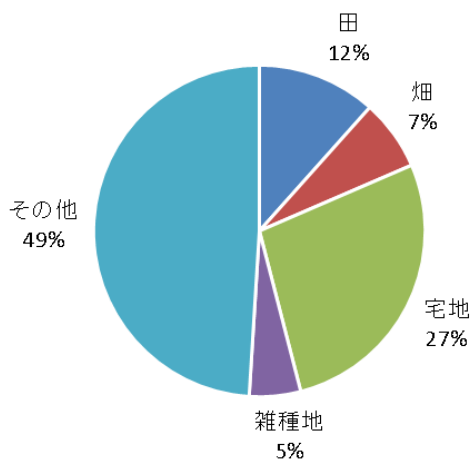
イ 将来人口

本市の将来人口は、平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所による推計では、徐々に減少する予測となっている。



(5) 土地利用の状況

本市は、昭和30年代からの水島臨海工業地帯の開発・整備に伴い、都市化が急速に進み、農地の宅地への大幅な転用がなされてきた。令和元年度末時点で、市土のうち田畑が占める割合は20%未満となっている。



令和元年度

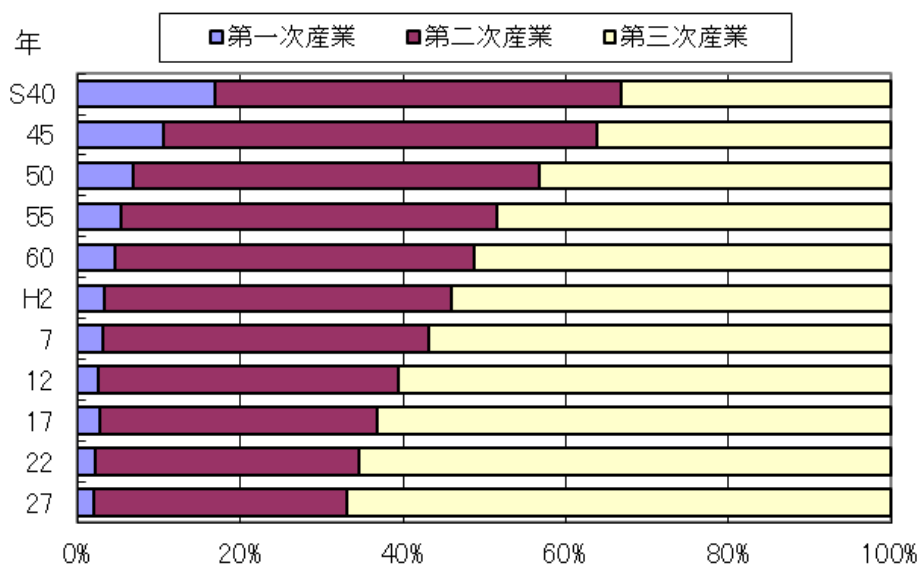
出典：倉敷市統計書

(6) 産業

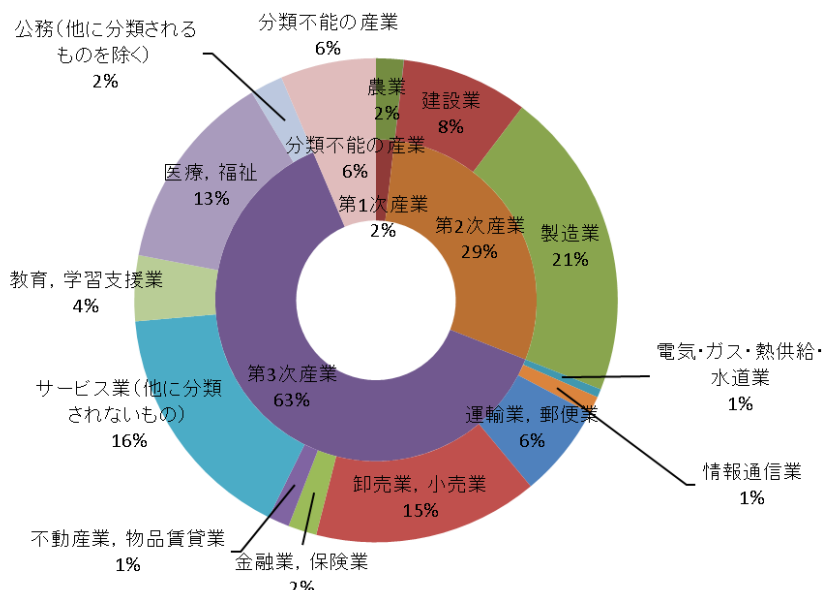
ア 産業の構造

本市の産業別就業人口の推移をみると、昭和45年には50%を超えていた第二次産業就業人口も全国的な産業構造の変化とともに減少し、サービス業等の第三次産業就業人口が増加している。平成27年は農林水産業を中心とした第1次産業が2.0%、製造業を中心とした第2次産業が31.1%、サービス業を中心とした第3次産業が66.9%となっている。

産業分類別就業人口の推移



出典：国勢調査（平成27年10月1日現在）

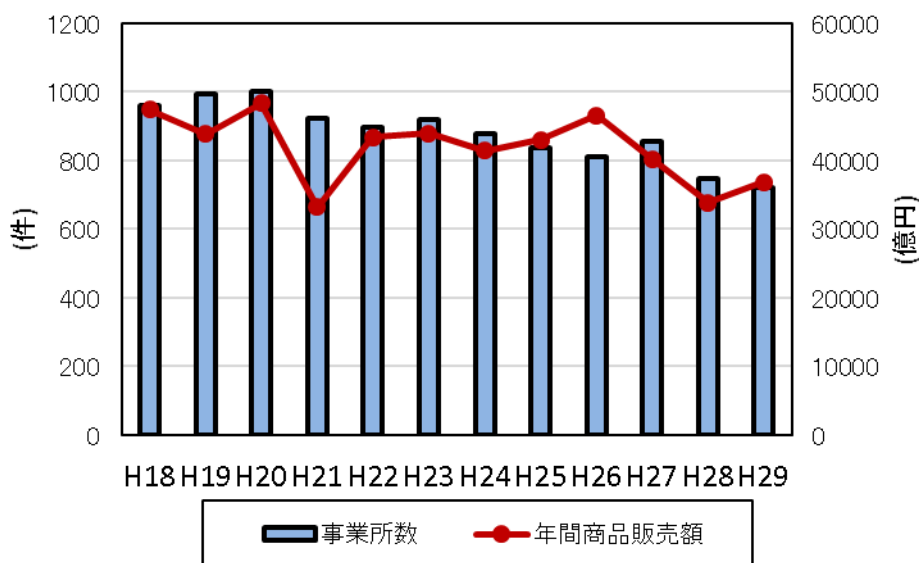


出典：国勢調査（平成27年10月1日現在）

イ 工業の状況

本市の工業は、繊維工業など地場産業的なものが中心であったが、昭和28年頃から県事業として高梁川河口デルタ地帯の埋立工事に着手、これによって造成された工業用地に石油製品製造業・化学工業・鉄鋼業などの重化学工業の進出があり、関連産業を含めて水島臨海工業地帯が形成され、重化学工業中心の産業構造に変貌した。しかし、昭和58年の円高ショックを境に、重厚長大型産業中心の産業構造が見直され、企業活動の整理・統合が進んだ。

平成29年の工業統計調査によると、本市全体の産業従業員数は 36,520人、事業所数は 720となっており、製造品出荷額は 3兆6,842億円で岡山県全体の約50%を占めている。



出典：倉敷市統計書

ウ 農業の状況

本市の農業は、高梁川によって形成された倉敷・庄・茶屋町地区の肥沃な平坦部と、一部倉敷、児島、玉島地区の山間棚田で水稻が生産され、畑については、玉島、船穂、真備地区の丘陵地を中心に果樹、特に桃、ぶどう、みかん等が、また東高梁川廃川地を中心とした地域では、野菜、果樹類が栽培され、市の基幹産業として発展してきた。しかしながら、近年の都市化、工業化による農地転用の増大が続いている。

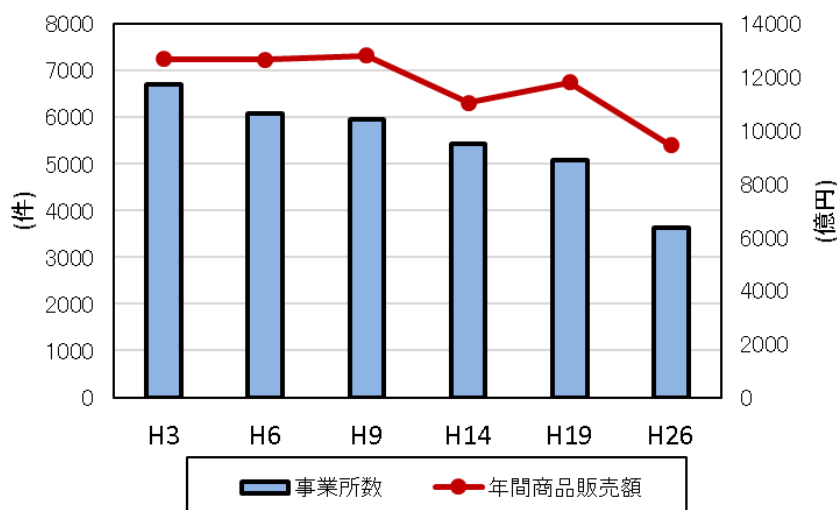
農家戸数の推移をみると、総農家数は減少傾向にあり、平成27年では6,644戸となっている。

	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数（戸）	8,785	7,907	6,644

出典：倉敷市統計書

エ 商業

商業の状況としては、平成26年では事業所数3,634件、従業員数29,479人、年間商品販売額9,436億円となっている。推移をみると、年間商品販売額、事業所数とも減少傾向にある。



出典：倉敷市統計書

オ 観光

本市の主要な観光地としては、倉敷川の上流部に位置する白壁造りの蔵屋敷をはじめ大原美術館のある倉敷美観地区が、児島地区では瀬戸大橋の架かる鷺羽山、奇岩が散在する王子が岳、玉島地区では良寛和尚ゆかりの円通寺が挙げられる。

観光客は、令和元年の観光統計によると倉敷美観地区を中心に全市で年間 521万人訪れており、瀬戸大橋の開通直後の昭和63年をピークに全体的にはやや減少傾向にある。

(7) 水道

上水道の状況を見ると、1戸当たり1日平均給水量は減少傾向にあるものの、給水戸数は増加傾向にある。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給水人口 (人)	483,131	483,186	482,420	481,494	481,143
給水戸数 (戸)	204,838	206,916	208,716	210,649	213,191
普及率	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
1日平均給水量 (m^3)	166,878	166,623	167,403	163,733	162,729
1戸当たり1日 平均配水量 (m^3)	0.815	0.805	0.802	0.777	0.763

出典：倉敷市水道事業年報

3 水質の状況

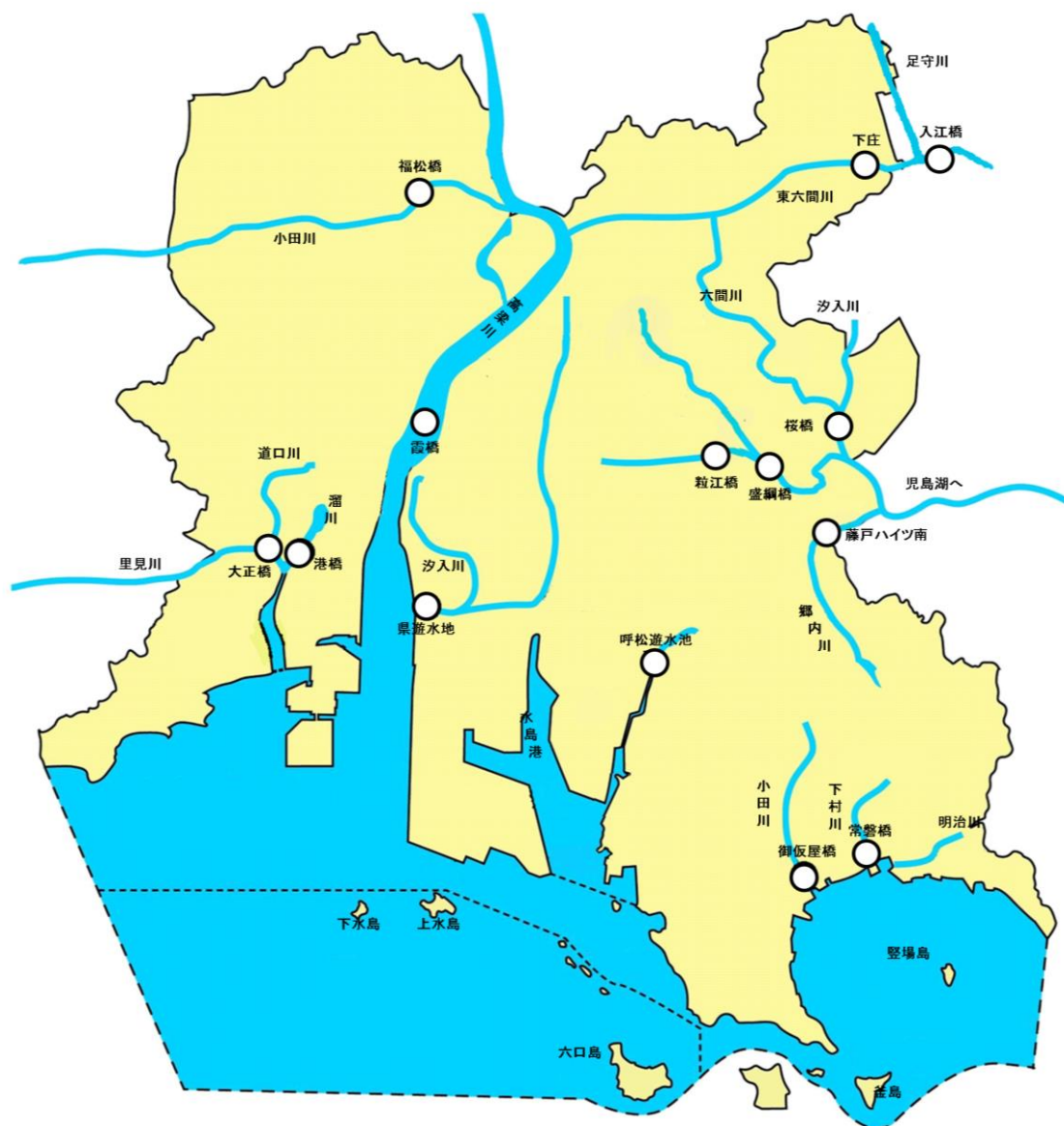
(1) 河川の水質

市内主要河川における令和元年度の測定結果は、次のとおりである（いずれもBOD 75%値）。

水質は、各河川とも徐々に改善傾向にあり、水質環境基準が設定されているすべての河川で、同基準を満足する状態にある。

河川名	測定地点	BOD (mg/L)	類型	環境基準 (mg/L)
高梁川	霞橋	1.7	河川B類型	3
足守川	入江橋	1.6	河川B類型	3
倉敷川	盛綱橋	2.4	河川C類型	5
六間川	桜橋	2.3	河川C類型	5
郷内川	藤戸ハイソ南	3.5	河川C類型	5
吉岡川	粒江橋	2.3	河川C類型	5
東六間川	下庄	3.2	河川C類型	5
汐入川	県遊水池	2.1	未指定	－
砂川	呼松遊水池	4.6	未指定	－
小田川	御仮屋橋	2.2	未指定	－
下村川	常磐橋	2.7	未指定	－
里見川	大正橋	4.5	河川D類型	8
溜川	港橋	2.0	未指定	－
小田川	福松橋	1.5	河川B類型	3

主要河川における水質測定地点



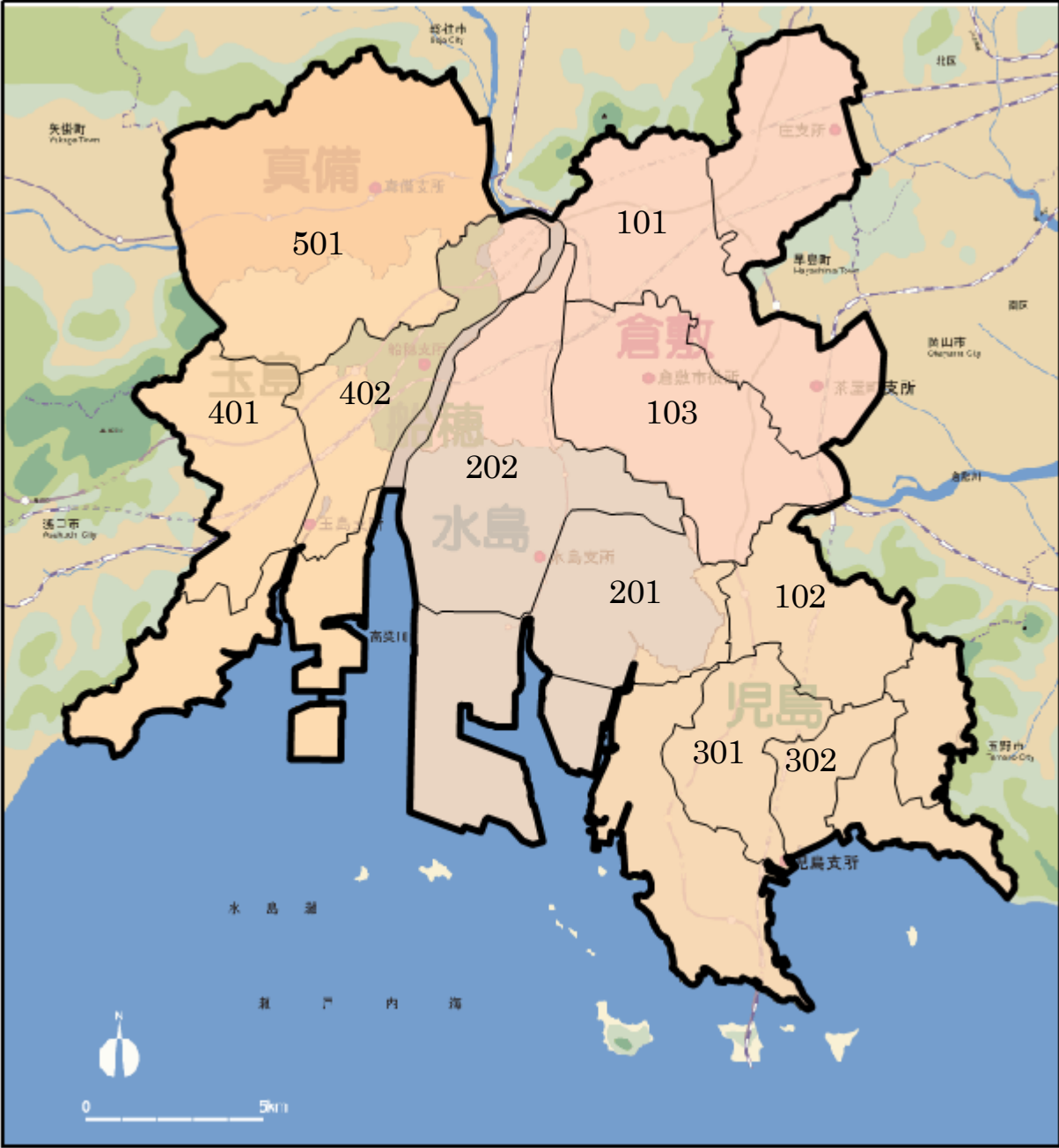
(2) 河川の汚濁負荷量

令和元年度に行った市内主要河川・水路の汚濁負荷量調査結果は、次のとおりである。

総じて、流域面積が大きく、その流域内に公共下水道未整備地域を多く含む河川・水路の汚濁負荷量が高いことが窺える。

地区	水域(地域)名	負荷量算定地点	ブロック	BOD負荷量 (kg/日)
倉敷	六間川	桜橋	101	81.0
	郷内川	藤戸ハイツ南	102	18.2
	倉敷川	新稔橋	103	1009.8
水島	水島南東部	生姫排水機場 南畝西六号排水機場 南畝板敷排水機場	201	72.1
	砂川	呼松遊水池		
	汐入川 八間川	県遊水池	202	679.2
児島	小田川	御仮屋橋	301	19.1
	下村川	常磐橋	302	15.9
玉島 ・ 船穂	里見川	大正橋	401	755.3
	溜川	港橋	402	413.5
真備	小田川	福松橋	501	518.4

市内汚濁負荷量調査ブロック図



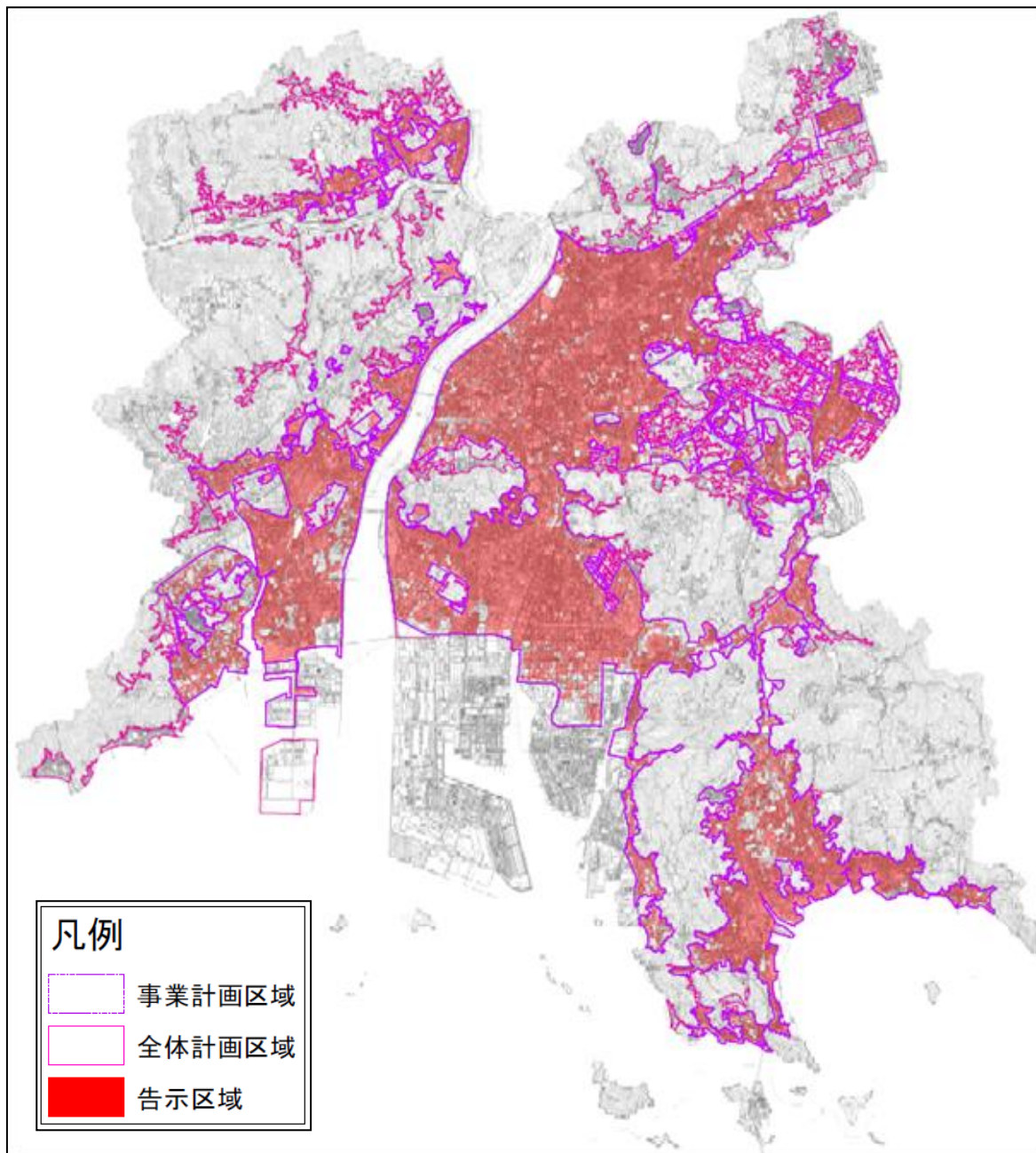
4 生活排水処理施設の整備状況

令和元年度末における生活排水処理形態別人口及び、本市公共用水域への流出負荷量（推計値）は次のとおりである。

区分	人口 (人)	比率 (%)	BOD負荷量 (kg/日)
流域下水道	177,897	36.9	-
下水道	181,060	37.6	616.2
合併処理浄化槽	72,445	15.0	789.7
単独処理浄化槽	26,885	5.6	1191.0
農業集落排水施設	880	0.2	5.3
汲取り	21,942	4.6	877.7
その他	433	0.1	-
合計	481,542	100.0	3479.8

※令和元年度末実績値及び倉敷市一般廃棄物処理基本計画の計画人口データを利用し、環境政策課で排出負荷量の推計値を算定した。

※負荷量は、本市の公共用水域に排出されるもののみを算定した。



公共下水道の整備状況（令和2年12月現在）

5 啓発活動の取組状況

生活排水対策に係る意識啓発と実践活動を中心とする啓発事業の現況は次のとおりである。

(1) 児島湖流域清掃大作戦

児島湖の水質浄化のための実践活動として、昭和62年度から毎年児島湖流域の民間団体と行政機関が一体となって取り組んできており、本市においても倉敷川の美観地区周辺と近くの農業用水路を、地域住民及び児島湖流域環境保全推進対策協議会の構成団体等が参加する一斉清掃を実施している。令和元年度は、11月3日に、地域住民・民間団体等36団体、約2,000人が参加して清掃活動を行い、約480kgのごみを回収した。

(2) 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖流域環境保全推進月間に市役所本庁舎や環境学習センターエコギャラリーにおいて、小中学生から募集した児島湖流域環境保全推進ポスターの入賞作品及び応募作品の展示を行っており、水質保全に係る市民への直接的な啓発事業を展開している。

(3) 下水道広報活動

「下水道の日」である9月10日を中心とした行事として、小学生から募集したポスター・標語の優秀作品を市役所厚生棟で展示している。また、年間を通じて、くらしき環境フェスティバル等の市主催のイベントにおいて、マンホール蓋でホットケーキを作る「マンホールdeホットケーキ」やマンホール蓋で版画を体験してもらう「マンホールdeアート」、マンホールトイレの展示を行い、下水道の普及啓発活動等を行っている。

(4) 倉敷市環境保全推進員制度

地域の小学校区単位で、生活排水対策をはじめ環境保全に係る実践活動のリーダーとして活動してもらうため、計135名の環境保全推進員を委嘱している。推進員の意識高揚と知識・技術習得を図るため研修会を年1回開催している。

(5) 下水道見学・出前講座

市内小学4年生を中心に、水島下水処理場の見学及び下水道出前講座を実施しており、下水道の歴史や下水処理場の仕組みなどを講義している。講義の途中には、ティッシュペーパーとトイレトペーパーの水への溶け方比較実験を行い、楽しみながら下水道への理解を求め、普及啓発を行っている。

(6) 水辺教室

市民を対象とした水棲生物の観察会を開催し、棲息している生物により水質汚濁の現況を理解してもらうと共に、水質保全の大切さや方法の啓発を行っている。

(7) 倉敷市生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のリサイクル意識の高揚及びごみの減量と生活排水対策として、平成4年4月1日から、生ごみたい肥化容器を購入した者に対し、購入費の一部を補助している。平成10年4月1日からは電気式の生ごみ処理機等を補助対象に加え、平成20年10月には補助率や補助金限度額を引き上げ、さらに事業を推進している。令和元年度はたい肥化容器の購入助成が141基、生ごみ処理容器の購入助成が92基であった。

(8) 廃食用油燃料化事業

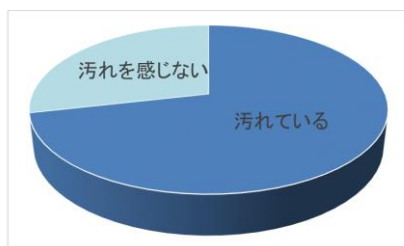
倉敷市リサイクル推進センターに廃食用油プラントを設置し、協力家庭から排出された廃食用油から、軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を精製している。精製した燃料は、市の公用車や、環境イベント等でバイオディーゼル燃料を利用したカーターの走行用燃料として使用されている。令和元年度は廃食用油を20,670L回収し、10,795Lを精製した。

6 市民アンケート

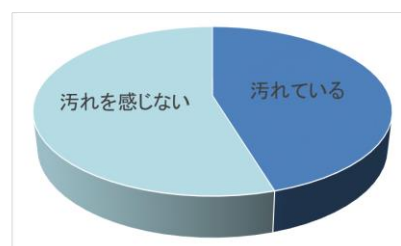
平成30年度環境保全推進員 135名に対し、倉敷の水環境についての意識調査を行った。なお、環境保全推進員は、一般市民に比べて水環境に対する意識が高いと考えられ、より効果的な回答が期待できる事、また、性質上、全市に万遍なく分布しており、地域の偏りを排除できる事から、今回のアンケートの対象とした。アンケートの結果は次のとおりである。

(1) 水質の現況と汚れの原因について

河川の現状について、汚れていると考えている意見が約2/3を占めた。一方、瀬戸内海の現状については、同意見は半数未満であり、海よりも河川の方がより汚れていると考えられている事がわかった。汚れの原因が何にあるかという問（複数回答可）では、生活排水によるもの、ゴミの投棄によるものという回答が多く見られた。



河川の現状について



瀬戸内海の現状について

汚れの原因	回答件数	
	河川	瀬戸内海
生活排水	25	16
工場排水	10	10
不法投棄	44	25
その他	18	4

(2) 水環境行政のあり方について

水環境行政について優先順位を調べたところ、生活排水対策についての優先度が他と比べて圧倒的に高く、関心が高い事がわかった。

優先順位	項目
1	生活排水対策
2	事業場排水規制
3	環境学習推進
4	公共用水域水質調査

(3) 生活排水対策をより活発にする方法について

パンフレットの配布や出前講座・講演会の実施等の意見が見られた。

<< 第3章 >>

【 生活排水処理施設の整備に関する事項 】

第3章 生活排水処理施設の整備に関する事項

1 生活排水処理施設の整備方針

生活排水処理施設の整備に係る基本方針は、次のとおりとする。

- ① 公共下水道については、市街化区域においては未整備地区の解消を図り、市街化調整区域においては整備効率が良い箇所の整備を引き続き行う。
- ② 合併処理浄化槽については、公共下水道区域以外において整備を促進する。また、既存の単独処理浄化槽について合併浄化槽への転換を促進する。
- ③ 農業集落排水施設については、将来的に公共下水道へ接続する。

2 生活排水処理施設の整備計画

生活排水処理施設の整備については、次の方針のほか、各施設に対する最新の計画を踏まえながら推進していく。

(1) 公共下水道の整備（倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン2016年度～2025年度）

平成27年度までの第11次下水道整備五箇年計画において、市街化区域での下水道整備はおおむね完了し、下水道の人口普及率は77%となっている。一方、平成28年度を初年度とする倉敷市下水道事業経営戦略ビジョンでは、人口普及率を76.2%（平成26年度末）から82.4%（令和7年度末）まで上昇させることとしている。

今後の下水道整備は、市街化区域内においては未整備地区の解消を図り、市街化調整区域内においては、整備効率が良い箇所を整備対象としていく。家屋の密集地では下水道が、家屋の散在地では合併処理浄化槽が経済的に有利となることから、それぞれの特性を総合的に判断し、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設が互いに連携する形で効率的な汚水処理の推進を図っていく。

(2) 合併処理浄化槽整備の推進

生活排水によって生じる公共用水域の汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、個別処理による方が有利とされた区域については、合併処理浄化槽の設置を補助することにより、整備の推進を行う。

3 汚濁負荷量の削減効果

令和12年度末時点における生活排水処理施設の整備による汚濁負荷量削減効果は、以下のとおりである。

	人口 (人)	比率 (%)	BOD負荷量 (kg/日)	負荷量増減 (kg/日)
流域下水道	185,650	39.3	-	-
下水道	187,952	39.8	639.9	23.7
合併処理浄化槽	59,583	12.6	649.5	▲ 140.2
単独処理浄化槽	22,323	4.7	988.8	▲ 202.1
農業集落排水施設	848	0.2	5.1	▲0.2
汲取り	15,447	3.3	617.9	▲ 259.8
その他	301	0.1	-	-
合計	472,104	100.0	2901.1	▲ 578.6

※令和元年度末実績値及び倉敷市一般廃棄物処理基本計画の計画人口データを利用し、環境政策課で排出負荷量の推計値を算定した。

※負荷量は、本市の公共用水域に排出されるもののみを算定した。

<< 第4章 >>

【 生活排水対策に係る啓発に関する事項 】

第4章 生活排水対策に係る啓発に関する事項

1 啓発の実施方針

(1) 啓発活動の必要性

生活排水による水質汚濁を防止するためには、下水道等の生活排水処理施設を整備し削減することが第一である。しかし、生活排水処理施設の整備には、多大な時間と費用を要する。このため、生活排水対策を推進する上では、地域住民の意識啓発による、家庭での対策をはじめとした汚濁発生量への対策が重要となる。各家庭からの汚濁発生量を減らすことは、生活排水処理施設の整備が完了するまでの間、地域の水質改善に大きく寄与する。また、施設の整備後にも、生活排水処理施設への負荷が低減されるなど、相当の削減効果が期待できる。

(2) 啓発活動の方法

生活排水対策では、家庭における対策と生活排水処理施設の整備を、同時に効果的かつ計画的に促進していく必要がある。

家庭でできる対策は、市民に広く積極的に協力してもらうことで、より高い効果が期待できるため、市民とのコミュニケーションを図りながら、地域の特性等に応じた啓発活動を総合的に推進する。

環境学習拠点施設として、平成24年4月に環境学習センターを整備し、市民による自発的な活動を目的とした講座を提供し生活排水対策等の推進を図っている。

2 啓発の実施計画

効果的に住民の意識啓発を図るため、次の4種類についてそれぞれ啓発活動の実施計画を展開し、積極的に連携を図りながら啓発事業に取り組んでいく。

媒体的啓発 「知る、広める」

目的：市民に生活排水対策の正しい知識を広める。

① パンフレット等の作成，配布

広報紙，パンフレット，ポスター等を利用した広報活動を行い，水質汚濁の現状と生活排水対策の実践について，絵や図でわかりやすく説明し，実践活動を促す内容とする。

② 啓発資材等の貸出し

生活排水対策や水質保全に係る資材や図書を市民団体等へ貸出し，具体的な映像・情報で適正な知識の普及を図る。

③ 啓発展示コーナーの設置

公共施設の展示スペース等にパネルや資材等を展示し，家庭でできる対策の普及・啓発を図る。

体験的啓発 「見る、触れる」

目的：市民自らが体験することで，生活排水についての意識啓発を図る

① 水辺教室の開催

市民を対象として水生生物の観察会を開催し，棲息している水生生物により水質汚濁の現況を理解してもらう。

② 体験的水質調査

地域の住民参加で，身近な川や池が生活排水により汚濁が進んでいる様子を肌で体験するとともに，水質検査や生態学習を行い生活排水による水質汚濁の現況・問題点を認識してもらう。

③ 水辺の清掃及び河川一斉清掃

市民組織，関係行政機関の連携のもとに広く市民に呼びかけて，溝，水路，河川の一斉清掃を行うことにより，河川の水質保全やゴミの散乱防止等の意識啓発を高める。

学習的啓発 「調べる, 考える」

目的：市民自らが知識を学ぶことで，対策意識の高揚を図る

① 学習会の開催

生活排水対策や水質保全に係る出前講座や学習会を，学校等を対象に開催することにより，適正な知識の普及を図る。

② 生活排水処理施設の見学会

社会学習，生涯学習や行政施設の見学会の一環として，公共下水道終末処理場等を見学会を行うことにより，生活排水処理に対する経済性や省資源・省エネルギーについて認識してもらう。

人的啓発 「実践する」

目的：市民自らが実践活動に参加する

① イベント等の開催

家庭でできる発生源対策の講習会等を実施し，実践活動の方策の普及・啓発を図るとともに，住民参加によるイベント等を開催し，水質汚濁の現状や実践活動の発表を行い，水質浄化に係る認識を高める。

② 倉敷市生ごみ処理容器購入費補助金交付制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り，併せて市民のリサイクル意識の高揚及びごみの減量と生活排水対策として，生ごみたい肥化容器を購入した市民に対し，購入費の一部を補助する。

③ 廃食用油燃料化事業

家庭から出る使用済み天ぷら油を市が回収し，バイオディーゼル燃料に精製したうえで，公用車の燃料として再利用する。

3 啓発事業の実施体制

生活排水対策の啓発活動を、より住民に近く円滑に実施するために、地域における啓発活動を推進していくリーダーとなり、住民を指導・支援していく生活排水対策推進員を設置する。

推進員を育成するため、推進員養成講習会の開催、その他推進員の育成に必要な事業を実施する。本市においては、倉敷市環境保全推進員制度としてこの事業を推進している。

また、平成24年度には、倉敷市内の環境学習・環境教育の拠点施設である環境学習センターを整備し、啓発などの各種ソフト事業の総合的な推進を行っている。

<< 第5章 >>

【 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項 】

第5章 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

1 関係部局間の連携

生活排水対策の推進に当たり、平成4年7月15日付けで設置した「倉敷市水質浄化対策推進会議設置規程」に基づき、本市の生活排水対策関係部局の連絡調整を行うものとする。推進会議の委員及び幹事会の構成員は、次のとおりである。

委員長	環境リサイクル局担当の副市長
副委員長	委員長でない副市長
委員	企画財政局長，総務局長，環境リサイクル局長，文化産業局長，建設局長

幹事長	環境政策部長
幹事	企画経営室長，児島支所次長，玉島支所次長，水島支所次長，真備支所長，財政課長，庄支所長，茶屋町支所長，船穂支所長，環境政策課長，環境衛生課長，一般廃棄物対策課長，下水経営計画課長，農林水産課長，耕地水路課長，開発指導課長，道路管理課長，土木課長，建築指導課長

2 関係行政機関等との連携

倉敷川及びその支川である吉岡川，六間川，汐入川及び郷内川を含めた倉敷川水系の流域は，岡山市を經由して児島湖に至っている。児島湖は，昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づき汚濁の著しい湖沼として指定を受け，各種の水質浄化対策が取られてきたため，徐々に改善されつつも，その水質は依然として水質環境基準値を超過している。

水質悪化が問題視されている児島湖の環境保全施策を効果的に推進するため，各分野の市民団体の協力を得て，次表を構成団体とする「児島湖流域環境保全対策推進協議会」が昭和61年8月7日に設置され，毎年9月から11月までを児島湖流域環境保全推進期間と定め各種の啓発事業が実施されている。

本市もこれらの推進母体の一員であるため，積極的に連携を図りながら啓発事業に取り組んでいく。

児島湖流域環境保全対策推進協議会

行政機関	岡山県，岡山市，倉敷市，玉野市，総社市，早島町，吉備中央町，農林水産省(中国四国農政局)，環境省(中国四国地方環境事務所)
県議会	次世代に誇れる児島湖・湾を考える議員懇談会 岡山県議員環境文化保健福祉委員会
環境保健団体	岡山県環境衛生協会，倉敷市環境衛生協議会，岡山県食品衛生協会，岡山県浄化槽団体協議会，岡山県愛育委員連合会，岡山県栄養改善協議会
女性等の団体	岡山県婦人協議会，岡山市連合婦人会，倉敷市婦人協議会，岡山県生活学校連絡協議会，岡山県交通安全母の会連合会，J A岡山県女性組織協議会，岡山県漁協女性部連絡協議会
青年団体	岡山県青年団協議会，日本青年会議所中国地区岡山ブロック協議会
教育団体	岡山県高等学校PTA連合会，岡山県PTA連合会，岡山県私立中学高等学校保護者会連合会，岡山県高等学校長協会，岡山県中学校長会，岡山県小学校長会，岡山県公民館連合会
商工団体	岡山県商工会議所連合会，岡山県商工会連合会，岡山県中小企業団体中央会
農林漁業団体	児島湾土地改良区，児島湾淡水魚業協同組合，岡山県農業協同組合中央会，全国農業協同組合連合会岡山県本部，おかやま酪農業協同組合，岡山県土地改良事業団体連合会，岡山県漁業協同組合連合会，岡山県新農業経営者クラブ連絡協議会
労働団体	日本労働組合総連合会岡山県連合会
消費者団体等	岡山県消費生活問題研究協議会，岡山県生活協同組合連合会，岡山県老人クラブ連合会，岡山県建築士会

倉敷市第三期生活排水対策推進計画（令和3年3月，倉敷市）



倉敷環境キャラクター

【くらいふ】

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640

TEL 086(426)3391 FAX086(426)6050